

○総務省訓令第 号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>別紙1（第4条関係）無線局の局種別審査基準 第2 地上基幹放送局 [1 略] 2 超短波放送局(地上系)(基幹放送用周波数使用計画第1の2(1)イに規定する周波数を使用するものに限る。) 超短波放送局(地上系)(基幹放送用周波数使用計画第1の2(1)イに規定する周波数を使用するものに限る。以下「FM放送局」という。)の審査は、1(1)の基準によるほか、次により行う。この場合において1(1)中「DTV放送」とあるのは「FM放送」と読み替えるものとする。 [(1) 略] (2) 送信空中線 ア 送信空中線は、その発射する電波の偏波面が原則として水平となるものであること。ただし、次に掲げる場合は、その限りでない。 (ア) 同一場所に設置された既設空中線の偏波面に一致させる場合 (イ) 放送波による中継(以下「放送波中継」という。)を行っている回線への干渉を軽減できると認められる場合 <u>(ウ) 相互に同期放送の関係にあるFM放送局間における干渉妨害の低減のために必要と認められる場合</u> [イ・ウ 略] [(3)～(8) 略] 別添 FM放送局の周波数の選定方法 下表の条件を満足する周波数を選定すること。</p>	<p>別紙1（第4条関係）無線局の局種別審査基準 第2 地上基幹放送局 [1 同左] 2 [同左] [(1) 同左] (2) 送信空中線 ア 送信空中線は、その発射する電波の偏波面が原則として水平となるものであること。ただし、次に掲げる場合は、その限りでない。 (ア) 同一場所に設置された既設空中線の偏波面に一致させる場合 (イ) 放送波による中継(以下「放送波中継」という。)を行っている回線への干渉を軽減できると認められる場合 [イ・ウ 同左] [(3)～(8) 同左] 別添 FM放送局の周波数の選定方法 下表の条件を満足する周波数を選定すること。</p>

[1~4 略]																					
5 自局の予定放送区域内における他のFM放送局からの干渉検討	自局の電波の予想電界強度値と他の基幹放送局の電波の電界強度値とが、次の混信保護比を満足する周波数を選定。 <table border="1"> <tr> <td>周波数差</td> <td>0kHz</td> <td>混信保護比</td> <td>36dB(注)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100kHz</td> <td></td> <td>33dB</td> </tr> <tr> <td></td> <td>200kHz</td> <td></td> <td>7dB</td> </tr> <tr> <td></td> <td>300kHz</td> <td></td> <td>-10dB</td> </tr> <tr> <td></td> <td>400kHz</td> <td></td> <td>-25dB</td> </tr> </table>	周波数差	0kHz	混信保護比	36dB(注)		100kHz		33dB		200kHz		7dB		300kHz		-10dB		400kHz		-25dB
周波数差	0kHz	混信保護比	36dB(注)																		
	100kHz		33dB																		
	200kHz		7dB																		
	300kHz		-10dB																		
	400kHz		-25dB																		
[6~11 略]																					

(注) 他のFM放送局が自局と同期の関係にある場合には、この値によらないことができるが、その判断に必要な受信状況に関する資料の提出を当該申請者から求めること。

[3~5 略]

[1~4 同左]																					
5 自局の予定放送区域内における他のFM放送局からの干渉検討	自局の電波の予想電界強度値と他の基幹放送局の電波の電界強度値とが、次の混信保護比を満足する周波数を選定。 <table border="1"> <tr> <td>周波数差</td> <td>0kHz</td> <td>混信保護比</td> <td>36dB</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100kHz</td> <td></td> <td>33dB</td> </tr> <tr> <td></td> <td>200kHz</td> <td></td> <td>7dB</td> </tr> <tr> <td></td> <td>300kHz</td> <td></td> <td>-10dB</td> </tr> <tr> <td></td> <td>400kHz</td> <td></td> <td>-25dB</td> </tr> </table>	周波数差	0kHz	混信保護比	36dB		100kHz		33dB		200kHz		7dB		300kHz		-10dB		400kHz		-25dB
周波数差	0kHz	混信保護比	36dB																		
	100kHz		33dB																		
	200kHz		7dB																		
	300kHz		-10dB																		
	400kHz		-25dB																		
[6~11 同左]																					

[3~5 同左]

附 則
この訓令は、令和 年 月 日から施行する。